

広島県コンプライアンス基本方針

1 方針策定の目的

本方針は、県民から信頼される県政の実現に向け、広島県庁の組織全体が一体となってコンプライアンスの取組を進めていくための基本的な考え方を明らかにすることにより、県民からの信頼を確保するとともに、持続的な行政運営の実現を図ることを目的としています。

2 基本的な考え方

コンプライアンスとは、法令のみならず、社会規範や倫理規範、組織のルールを遵守することを指すと解されています。

法令等を遵守することは、社会的信用が失墜するリスクを回避することにつながるのみならず、広島県職員としての使命を果たす前提となるものです。

コンプライアンスは、職員個人が日々の業務において常に意識しながら事務を行うことで確保されるものであり、その実現のためには、職員が適切に行動できる環境整備に組織として取り組む必要があります。

なお、本方針については、社会情勢の変化や、職員の意識や業務実態の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

3 基本方針

① 法令等を遵守した適正な事務の執行

職員が高い倫理・規範意識を持ち、法令等の遵守を意識しながら、適正に事務を執行できるように取り組みます。

② 透明性の確保

職員が県民に対する説明責任を自覚し、誠実に事務を執行できるように取り組みます。

③ 健全な職場環境・組織風土の構築

多様な意見を歓迎し、活発な議論を行うことができる、心理的安全性が確保された職場環境づくりに取り組みます。

基本方針の解説

① 法令等を遵守した適正な事務の執行

職員が高い倫理・規範意識を持ち、法令等の遵守を意識しながら、適正に事務を執行できるように取り組みます。

- 適正に事務を執行するには、個々の職員が高い倫理・規範意識を有していることが前提となるとともに、法令等に関する知識を習得することが必要です。
- 広島県職員としての倫理・規範意識や必要な知識の習得については、職員個人のみの責任ではなく、組織としての対応を行うことが必要です。
- 県としては、これまでも実施してきた各階層に向けたコンプライアンス研修の充実を図るとともに、職員が実際に事務を執行する際に、知識の確認や判断を手助けするチェックリストや、相談ルート等を整備します。
- また、社会情勢の変化等により、ルールが現実にはそぐわない事態となった場合には、適正な手続きに則って、見直しを検討します。

② 透明性の確保

職員が県民に対する説明責任を自覚し、誠実に事務を執行できるように取り組みます。

- どのような判断基準で意思決定を行い、どのような結果をもたらしたのかをオープンにすることが、不適正な事務処理の抑止につながります。
- また、非難や責任を問われることを恐れてミスを隠すなどの対応をとるのではなく、むしろ誠実に対応することが職員個人や組織全体の信頼を確保することにもつながります。
- 県としては、不適正な事務処理が発生した場合には、速やかに、かつ積極的に情報提供を行い、説明責任を果たすとともに、再発防止に努めます。

③ 健全な職場環境・組織風土の構築

多様な意見を歓迎し、活発な議論を行うことができる、心理的安全性が確保された職場環境づくりに取り組みます。

- 職員が事務を執行する際に、不明な点があったり、過去の手続きに疑問を感じたような場合に、職場の同僚や上司に質問したり、議論をしたりできる環境になれば、個々の職員に高い倫理・規範意識や法令等に関する知識が備わっていたとしても、十分に能力が発揮できず、また、結果的にコンプライアンスに反する事案が発生することになりかねません。
- 県としては、管理職や監督者向けの研修において、多様な意見を尊重することの重要性や、部下の意見に耳を傾けるスキルの向上方法について提示することなどにより、コミュニケーションが充実した健全な職場環境・組織風土の構築に努めます。